

スタートアップ設立に係る学内手続き

下記をお読みのうえ、利益相反および兼業**双方**の手続きを余裕を持って行なってください。
不明点は産学連携機構ではなく、利益相反マネジメント室(rieki@grp.tohoku.ac.jp)もしくは兼業は所属部局へお問合せください。

・利益相反マネジメント

新たに法人を設立する場合、当該法人に出資(株式の保有)し、兼業を実施する場合、兼業開始前までに利益相反マネジメント委員会の審査をお受けいただく必要がございます。下記の書類をご準備の上、利益相反マネジメント事務室へご提出ください。

1.ご提出いただきたい書類

(1)事象発生前自己申告書

...HPに様式が掲載されています。ダウンロードのうえ作成ください。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/2jisyu.html>

※発起人に従事される場合は、発起人に従事することについてもご申告が必要となります。

もれなくご申告くださいますようお願いいたします。

(2)事象発生前自己申告に係る照会

(3)役員等兼業許可申請書の写し

(4)法人の会社概要

①定款(写し)※案で結構です。

②事業内容、役員構成、所在地が分かる書類

③履歴事項全部証明書(写し)※登記後に追加にてご提出ください。

2.提出方法・提出先

(1)事B16-3利益相反マネジメント事務室

...学内便にて原本を提出

(2)~(4)rieki@grp.tohoku.ac.jp

...メール添付にて電子媒体を提出

3.スケジュールについて

スケジュールは下記に掲載しています。

原則申請月の次月に委員会が行われます(5月提出で6月の委員会で結果確定)。審査結果は、書面審査期間後、翌日(翌日が休日の場合は次の平日)を目途に通知いたします。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/index.html#sec6>

4.利益相反マネジメントの観点からの留意点

利益相反マネジメントの観点より、企業の役員に就任する際は、以下を遵守いただくよう通知しております。

- (1)代表権を有する場合は、東北大学とは雇用関係の無い者を共同代表者として設置。
- (2)代表取締役を務める法人が東北大学と契約を締結する際には、もう一人の代表取締役(東北大学とは雇用関係の無い者)が当該法人の代表取締役として署名し、自身は代表取締役として署名しないこと。
- (3)代表権を有していたとしても、当該法人の経営には携わらないこと。
- (4)呼称であっても、CEOには就かないこと。

上記が遵守できないような申告をされた場合、利益相反マネジメント委員会に附議することができない可能性がございますので、予めご留意くださいますようお願いいたします。

・兼業申請

「役員等兼業許可申請書」は役員等兼業の許可申請をする際に、申請者本人が作成し、兼業手続きの担当係に提出する書類となります。利益相反マネジメント室にその写しの提出が必要ですので、早めに手続きをされることを推奨します。

※利益相反の委員会にかけることを考えると、遅くとも2ヶ月前には準備が必要です！

様式は本学人事企画部のHPに掲載されています。

記入方法等については、兼業手続きの担当係へお問い合わせください。

■人事企画部HP(学内限定公開ページ)

<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/jinji-top/admin/c-99-forms/c-99-3-2/>

※役員等兼業の様式の中にWordの様式が掲載されております。

・その他

会社設立において必要な公的手続きに関しては、当センターホームページより外部弁護士の方に相談することが可能です。ぜひ積極的にご相談ください。

過去には下記のような相談が行われています。

- 会社設立のフロー・留意点
- 創業者間契約レビュー
- 創業者同士の経営権に関する相違
- 共同研究契約の際の知財の取り決め
- コンテンツビジネスにおける著作権
など

以上